

開催日時：令和 5 年 9 月 11 日（月）10：29～11：53

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 26：生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化（国土交通省）>

（大橋部会長）調査によって、いろいろ具体的なデータが出てきたということなので、これに基づいて今後の対応を考えたいと思うのだが、今回の提案自体が、公拡法と生産緑地法と 2 つがあって、それぞれがまず公共が買い取る機会を確保するという配慮をしているわけで、一つ一つの法律を見ると、それは極めてごもつともな内容だが、ただ、この組合せとして生産緑地のところで公拡法がかかるということになると、結局、今言った配慮が 2 段階に重なっているというところが、手続としては非常に重いものになって煩雑になっている。後者の公拡法の実績が相当数あれば、2 つ並べることの意義というのはまだ言えるのかもしれないが、これが非常に少ないというか、買取りに至ったものまで含めると、全国で数が極めて少ないということからすると、実際にこの 2 段階方式を取るだけの実益がどれだけあるのだろうか、疑問が出されている。

もちろん、国土交通省の立場からいっただけならなるべく精密に細かく正確にやりたいという思いは分かる反面、少数のために全国でこの 2 段階の仕組みを 1,000 件という単位でやるということの経営感覚というか、そういう実績から言うと、確かに重いところがあるのではないかとということが今回の提案のベースである。やはり生産緑地が絡んだ場合については、生産緑地のほうで何かプラスアルファでやることのあるのだったらやって、それで手続を軽くすることかと思うので、2 段階残した上での合理化、調整ということだとすると、提案とも距離があるし、今回の実績を踏まえても、やはり重いという部分は取り除かれないのではないかとというのが率直な感想だが、いかがか。

具体的に言うと、確かに照会先は違っているが、県に行くか、市町村に行くかというような話で、町村についても、生産緑地のところで、対象者を少し膨らませるなどすれば解消できる話なので、むしろ生産緑地の方でじっくりやりなさいというアドバイスを公拡法サイドでも出すということで、そちらで前倒し集中型にするのが実務的にも収まりがいいのかと思うのだが、ここで仰っている合理化というのはそこまでお考えなのか。それとも、もう少し軽微なものをお考えなのか。

（国土交通省）先ほど実態調査の数字を申し上げたが、生産緑地地区において公拡法の手続が行われた実績に占める生産緑地法 10 条の買取り申出の後の公拡法の手続実績というのは、ウェイトはかなり高いので、非常に地方自治体においても御負担になっているのだろうと考えており、そういうところをいかに合理化できるのかというのを考えていきたい。生産緑地法と公拡法の照会先については、かなり照会先が均一でないところがあるため、できるだけ統一していかないといけないと考えている。

（大橋部会長）照会先については、買ってくれそうなところについて漏れなくお知らせすればいい話なので、それはそんなことはないのかなと思うが、結局、これは 2 つの仕組みがあったときに、こういうときには一括でどちらかに寄せるような形で実際に制度改正するのが一番すっきりするのかなと思う。この手続の合理化というのが、前は申請時期を調整するなど運用面のことが出て、しかし、それは当事者の話なのでうまくいかないというような感想が出たりしていたので、それぞれ生産緑地法と公拡法でこういう買取りの仕組みを置くということは、単体として見たら合理性はそれぞれあるが、この組合せになった場合については疑問ということで、そこについては前倒しでやった方が、全体的に事務処理がすっきりするし、迅速化も図れる。それで漏れ

るところの割合というのはこの数字を見ると非常に少ないので、そちらを気にするよりは全体の止まっているところの流れを尊重していただくのが大事ななという気がするので、合理化の検討まで踏み込んだ検討をお願いしたいが、いかがか。

(国土交通省) 今、先生が仰った御認識は私どもとも共通しているかと思う。少なくとも今回実態調査をやったところでも、生産緑地法の買取り申出がされたところでは、十分公拡法の手続も代替できているのだろうとも思えるので、端的に言えば、生産緑地法の手続がされた場合には公拡法のほうの手続は省略してもいいのではないかとこのところを制度改正まで含めて検討したいということで、お考えのところは私どもも認識しているつもり。

(高橋構成員) 先ほど照会先を統一すると仰ったが、町村の場合については両方に照会してもらうということで足りるのではないかと思う。したがって、無理やりどちらかに寄せるといったようなことではなく、そこら辺を御検討いただければありがたい。

(国土交通省) 先ほど照会先が異なるのを統一すると申し上げたのは、公拡法というのは幅広く買取り機会を与えるという法律なので、幅広く照会をかけるわけだが、一方で、生産緑地法のほうで現状そこまで広くかけていない、例えば出先機関だけかけるとか、そういった実態があるようなので、よく実態も見ながら、法律の趣旨を全うできるよう、その辺の統一化を図っていきたい。

(高橋構成員) 私どもの認識だと、公拡法の届出先は都道府県だけである。広くというのは、公拡法の場合、町村も含めて照会先があるということか。

(国土交通省) 地方公共団体等となっているので、等ということで、地方公共団体以外にも土地開発公社とかそういうところにも広く照会する。

(大橋部会長) 最近、地方分権が進んで、地方公共団体の具体的な動き方について、国の方も必ずしも全部が全部分かっていないところもあるかと思うので、せっかく今回こういう提案が出てきたので、提案への対応の中で、照会の運用というのはどういうふうにしているのかということをお調べいただき、その効率が上がるような形での指示とかアドバイスをするとか、そういう枠組みにするとかというのは、これはちょうどいい機会なので、そのような形で進めていただいて、先ほどお話があったように、国土交通省の他のところを見ても、かなり手続が入り組んで複雑になっているところは運用面で通達等で前倒して、そのところで調整してすっと流れるようにしているという仕組みを全体的につくって工夫しているところがあるので、ぜひここのようにお知恵で整理いただくというようなことが要求されているのかなと思うので、その方向で御検討いただければと思う。

(高橋構成員) できれば一括法で措置していただけるとありがたい。

(大橋部会長) これは非常に短期型の仕組みで、年度ごとでやっているものだから、一括法に乗っていただければ手続的にも迅速にできるので、スピード感を持ってほしい。今年は第2次ヒアリングが例年よりもずっと早めになっており、これから年末にかけて時間はまだあるので、できればその中で整理いただければと思うが、スケジュールの見通しはいかがか。

(国土交通省) 法制的な詰めも必要になってくるので、事務局も含めてよく相談しながら検討したいと思っている。

#### <通番 29：宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化（国土交通省）>

(大橋部会長) 具体的にお話しいただいた上で、さらに確認であるが、宅地建物取引業経歴書という書面は必要であるということで残されるということか。

(国土交通省) 基本的にそのように考えている。

(大橋部会長) 現在の検討状況について、検討会等を立ち上げ、関係者を呼んで検討を始められたということか。

(国土交通省) 検討の場を設けて進めており、ある程度方向性は見えてきているような状況である。

(大橋部会長) その委員会は、地方自治体の代表の方やプライバシーやオンライン手続に詳しい方等を含めて構成されているのか。

(国土交通省) 地方自治体の方のほか、業界の方も含め、有識者として学者の先生方、弁護士の先生方、消費者関係の方等、様々入っていただいて、色々な角度から議論をしている。

(大橋部会長) 法律改正という形になるかと思うが、それについてはスケジュールを含めどうお考えか。

(国土交通省) 基本的には分権一括法で改正をする方向で、今後事務局とも相談させていただければと思う。

- (大橋部会長) 地方自治体からの意見聴取というのは、この作業のプロセスの中で何か具体的な方法等はお考えか。
- (国土交通省) 実際に事務を進めるのは地方自治体の方が大きいので、これから作り込んでいく中で相談するということはあろうかと思う。
- (大橋部会長) 業務の削減量について、貴省と地方自治体の間で齟齬がないように意見を聞きつつ、本当に必要十分であるかという観点から吟味をする過程の中に地方自治体の方も入れて検討いただければと思う。
- (国土交通省) 承知した。
- (大橋部会長) 事務局はどうか。
- (平沢参事官) まだ確定的なことではないと思うが、現行の閲覧対象書類からどの程度省略することができるというイメージか。
- (国土交通省) 書類によって違う部分もあるが、枚数的に多いものを対象外にしているものもあるため、ボリュームとしては半分よりはもっと大分削減されるのではないかと思う。
- (大橋部会長) 分権一括法を目指されることもあるため、事務局とも相談しながら進捗状況も含めてお知らせいただければと思う。
- (国土交通省) 承知した。
- (大橋部会長) 委員の先生方はどうか。
- (石井構成員) 宅建業法 10 条に基づくと、一般の閲覧に供しなければならないとなっているため、提供することについては、インターネットであろうが、紙であろうが、法令上の制約はないという整理ができるのか。それができたとして、インターネットで閲覧に供する際に、プライバシー上の配慮から一定の制約を加え、紙媒体で閲覧するときよりもインターネットのほうがプライバシー的なリスクが高いという趣旨での議論をされているのか。加えて、個人事業主の扱いについてはどうお考えか。また、プライバシーに関する情報を除くとしても、実際に情報を提供する場合に、出す必要がない情報が出ないように、出す前にスクリーニングをかけるといった一旦チェックを入れるような仕組みを検討されているのか。この辺りについてお聞かせいただきたい。
- (国土交通省) 10 条の中では、名簿や申請に係る書類又は写しを閲覧に供しなければならないと規定されているため、ここを改正して、これらのうちの一部を閲覧に供しなければならないと少し限定をかけるのかと思う。
- 具体的な個人か法人かということについて、個人の関係の情報、法人の関係の情報、両方とも検討して、現在、対応を整理している。
- 申請の関係については、現在も閲覧の理由や本人確認をした上で閲覧をさせているが、基本的にはその方向で進めるのかと思うが、部会長からもお話があったように、地方自治体の方々とよく相談をしながら対応してまいりたい。
- (石井構成員) 個人事業主については、名前自体は個人に紐づく情報ではあるが、他方で、事業者であることから、ウェブの閲覧に供されるということは承知した上で宅建業者になっているのではないかと思う。事業主だけれども個人という人の扱いについては、法人とは異なる考えがあり得ると思うが、これは検討中だという趣旨であるのか。
- (国土交通省) 個人事業主や法人であっても、役員などの方々については個人であっても名前を公表することが基本的に原則とされていると理解しているため、そういった全体のプライバシー情報の公表の方針を踏まえながら検討していきたい。
- (石井構成員) 個人事業主、役員については公表するとなると、基本的には個人に関する情報というよりは事業者として扱って、特段、同意などを取ることなく公表前提で整理しているというお考えか。
- (国土交通省) 全体として個人の名前であれば全てプライバシー情報となるという整理はされていないものだと理解しているため、必要なものについて閲覧制度の趣旨に従い、また、プライバシー情報の整理の方針に従って、必要十分な情報については閲覧に供していくという考え方である。
- (石井構成員) 承知した。確かに個人情報への配慮が必要ではあるが、この制度は名簿等を閲覧させることについて合理的な理由があることから、プライバシーへの配慮がどこまで必要なのかというのは、もう一步整理していただいたほうがいいのかと思う。例えば個人の住所等が出てしまうのであれば、それは配慮したほうがいいのかもしいないが、事業者として出すのであれば、閲覧に供する正当な理由がそれなりにあると思う。もう少し整理いただけたらいいのかと思う。
- スクリーニングについてであるが、これは申請者の話ではなくて、例えばオープンデータの議論の際に、オ

ープンデータだから何でも出していいと思っていたら、意外と出さないほうがいい情報が含まれていたという話を聞くことがあるので、本来は配慮すべき情報が出ないよう情報を出す際のチェック体制といったものが必要ではないか、この辺りについてお聞きしたい。

(国土交通省) 先ほどお答えした中に含まれていたかとは思いますが、事前に閲覧理由や本人確認といったことを現在アナログによる閲覧においても行って、そういったところについては、地方自治体の方の負担なども聞きながら、現在のところはデジタルにおいても取り入れていくのかなという方向で考えている。

(石井構成員) 申請者の話ではなくて、出す情報自体が適切かどうかという評価をする必要があるのではないかと考えたが、現状のお答えがそういうことであれば、以上で結構。

(国土交通省) 出す情報については、制度の趣旨なども踏まえつつ、現在、基本的な方向性の下で必要十分なものを出すということで方針を検討しているところ。

(石井構成員) 承知した。

(大橋部会長) 今回はデジタルになるということを契機にして、特に慎重にならなくてはいけないということで作業を進めていただいているが、紙媒体の不必要なもの等の見直しという点でも非常に意義は大きいと思う。その両方にとって非常にいい機会だということで、貴省からも回答があったと受け止めている。ぜひよろしくお願ひしたい。

### <通番 31：住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化（総務省、法務省）>

(大橋部会長) ヒアリング等により、実際に現場で苦労されているという姿が伝わってきた。また、団体内も含めて問題があるのだとすると、これを実現すると非常に大きなインパクトを持つ問題ということが改めて認識できた。御検討を進めていただけるという話で、スケジュールを具体的にお聞きしたい。様式を決められるのはどれくらいとか、各機関との調整というのはどんなところと調整してどれくらいまでに整理されるのかとか、実際に提案団体が望んでいる利用ができるのは具体的にいつくらいを予定しているのかなど、お示しいただきたい。

(総務省) 住民基本台帳制度については、法務局、年金機構、都道府県税務事務所、市町村税関係、福祉関係といった機関に早急に状況を伺って、どのようにしたら一番うまく対応できるかということの見込みをつくりたい。何月中にということは難しいが、ヒアリングや意見交換を行って、なるべく早急に対応方針やスケジュール等を定めていきたいと考えている。

(法務省) 戸籍に関してもなるべく早めに関係機関に相談し見込みをつくりたいと考えている。

全国の戸籍の事務協議会に戸籍事務の担当の協議会とかがあるので、そういったところからもお話を聞く。受け取り側の視点であるが、それに併せて、請求する側の視点で、こういった機関が分かりづらい、請求が多いという機関に協力していただくような形でお話をして、見込みをつくっていききたいと考えている。

(大橋部会長) 具体的に提案が挙がっているのは戸籍と住民票の2つだが、両方に関する検討を進められるということで良いのか。

また、これは出口の話として法令改正とかを見込んでいるのか。それとも、通知、通達類を完備するような形で整理するということを着地点にされているのか。

(総務省) 住民基本台帳法のほうでは、出口をどうするかという議論を始めている。公用請求を行う機関は、自治体側が行うという場合と国の機関が行うという場合の2つがある。これがまず一つどうするかというのがある。もう一つは、それぞれの機関の事情というのを聞かなくてはいけないので、一方的に様式に従わなければ請求は却下するということまで行うかも含めて、検討が必要である。

実務的には、何らかの形で様式を定めて普及させていくということが最初に着手すべきことなのだろうと思う。どのような規律で担保するかというところは次の段階であり、各機関の意見を聞きながら考えていく必要がある。

(法務省) 法務省も同様である。戸籍なら戸籍の中で統一的なものを考えていきたいと思っている。恐らく住民基本台帳と同じようなフォーマットで統一することになり得ると思っている。出口については、様式が備わっていなければ却下となると、逆に公用請求をしたい側の公務の停滞をもたらす可能性もある。両立できるという観点から言うと、なるべく見やすい形で請求していただくということで、強制するというよりは協力いただくということで、何らかの形の様式を示して、その様式に沿った形で請求していただくという取組がいい

のではないかと考えている。

(高橋構成員) スケジュールがあるので、可及的速やかに作業していただきたい。閣議決定にどのように具体的に書けるかどうか、ぜひ事務局と御相談いただきたい。

その上で、長期的な話だが、デジタル化の中で、様式の統一だけではなくて、デジタルシステムに組み込んでいくことも長期的には考えられる。例えば公共サービスメッシュのようなものに組み込む方法についてはどういう展望を持っているのか。

(総務省) 提案団体のほうからもあったが、制度の周知を行うべきではないかということの中には、住基ネットなどの今のシステムが使えるものであるならば、公用請求を行う必要はなくなる。そういうことで、デジタル化を進めていくべきであるという主張は当然あると思う。

一方、公用請求の中身については、住基ネットを今使えていないものは住基法を改正すれば使えるようになる。例えば住基ネットで足らないような照会、本籍地を聞くととなると、戸籍のほうになっている。そういうことを全体的にどういった提供体制や運用を図っていくかというところは、それぞれの省庁を越えた話になってくるので、全体的なデジタルの動きの中で必要な対応はしていきたい。

(法務省) 戸籍自体がかなり高度なプライバシーを持っている情報であり、本人同意がない状況で提供するというのはかなり難しいと考えている。本人の同意が見込めるようなところでの対応というのを枠組みとして考えていく必要がある。

公共サービスメッシュという話があったが、情報提供ネットワークシステム、それ自体をクラウド化するというのが一つの大きいところで、仕組みとしては基本4情報をそこで扱えるのかどうかということもあるが、そういったところも踏まえて、どのようなやり取りができるのかというのは考えていく必要がある。

(勢一部会長代理) 今回のヒアリングの調査や今のやり取りを伺っていて、公用請求の様式以外の部分の課題が実はかなりあったのだということが分かった。何を請求しているのか一目で分かるというようなところとか、庁内での請求のやり方でも悩みがあるというところを拝見して、先ほど今の制度では住基ネットで対応ができるようなところがあるのに、それをやっていないところを考えると、今回の様式の対応も非常に重要であるが、公用請求を使っている制度本体のほうの仕組みとか手続とか、実はこれまで既に改正されてもっと効率的に使えるようになっているなど、この辺りの各団体での理解の促進も、今回のタイミングでやっていただくが必要なのかなという印象を持った。デジタル化前の部分の対応ということと重なると思うが、併せて御検討いただきたい。

(総務省) それぞれの照会をする側の機関や制度の側が十分使える例えば住基ネットとかのデジタルの技術や制度を使っていないということや、使えるのに運用できていないというようなところ、そういうことがあるというのは今回の提案団体へのヒアリングで気づいたため、周知はしていきたいと思っている。

一方で、税だったり、所有者不明土地は改正しているが、福祉関係であったり、何を目的に公用請求をしているのかとか、本当にその請求は要るのか、紙が要るのかとか、住民票は必要なのだけれども、戸籍まで本当に要るのかとか、そこら辺はそれぞれの省庁の制度の側で検証も必要なのではないかなと思う。我々はどうしても提供する側の制度なので、提供先でどのように使われているか、何のニーズがあって使われているかということまで検証を行うには限界もある。そういう問題意識は各省庁に伝えていくが、請求をする側、添付書類を求める側の制度の省庁の御協力も必要なのではないかなと思っている。

(大橋部会長) 今回調べていただいた中で、公用請求が多い分野というのがはっきりしたのは非常に大事なところであるため、全行政分野というよりは、今お話が出てきた税金と福祉と年金というところのやり取りが多いのだとすると、担当の相手方のもとと根拠になっている法律で、周辺環境整備もやらないと、道具だけの改善という話でもないことも分かったので、ぜひそこら辺も含めて調整、整備をお願いしたい。

(総務省) 問題意識は伝えるが、相手側の制度に意見を出すことは難しいところもあるため地方分権改革推進室でも問題意識を各省庁に伝えていただけたらありがたい。

(大橋部会長) 提案で自治体のほうでこういうものが出てきてというところの一部を構成する部分なので、単に情報を持っているところが公用請求のことについてというよりは広がりがあった要請として、今回はこういう形で要望が見えているから、ぜひこんなものを追い風に使っていただいて制度を改正いただきたい。

(石井構成員) 公用請求をして出した情報が実際に目的どおりに使われているか、なかなか把握しづらいという御説明があったが、実際に出した後に情報がどう使われるか分からないというのはほかの分野でもあるかと思う。例えば情報公開請求で出した情報がその後どう使われるかについては、法律は何も言っていないが、実際

に問題となったケース、問題となり得るケースは想定できるのか、使われ方に問題があるケースで何か把握するような手だては考え得るのか。

(総務省) 添付書類をなくす際に、目的外で使われているかどうかではなくて、どういう目的で例えば住民票以外に戸籍まで必要かというのは、なかなか制度の必要性のところまで踏み込むのは容易ではないため、そこは分かりにくいところもあるということの御説明をした。

石井先生の問題意識は、まさに出したものが目的どおり使われているかどうかの確認という点だと思うので、そこはもちろん住基法の世界でも住基ネットも当然である。目的外の利用というのは制限をかけており、各機関にも徹底しているところである。

(石井構成員) 問題事例はどうしても生じてしまう性質のものだと理解した。非常に機微な個人情報だというお話もあったところだが。

(総務省) もちろん住基ネットの世界では、提供した情報というのは目的をやはり法律に書いて、そして、請求機関は自治体の住民基本台帳情報を照会できるので、その目的に沿って使うというのが当然のことだと考えている。

### <通番37：地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し（総務省）>

(大橋部会長) こういう調査をしていただいて、担保提供やそれに関わる実態というのが見えてきたので、これが提案団体の言っている内容とどうなのかということをおもも興味深く拝見した。まず1つは、こういう担保をやって本当に実効性はあるのだろうかというのは前からずっと議論していた点だが、これはないということがはっきりして、他方で、今回の提案のベースにあるのは、担保提供ということで断られて困っているという提案だったので、実際にそんなことはあるのかと聞くと、やはりこれは事例としてはあるということが具体的な数字で出てきたので、確かにこういう問題は問題としてあるのだということと、他方で、担保提供義務廃止の支障ということについて97%という非常に高い数字で特段の支障がなしという結論が出てきたので、私がこの結果を見る限りで言うと、提案の方向性は現状を捉えていると思う。ぜひ政令改正という形で年度内にこの提案制度の枠組みの中で御回答、御検討いただけるとありがたいと思っているが、そこはいかがか。これを踏まえての現状、2次回答はまだ精査中だったが、今、全体的な基礎のファクトの部分が出てきたと思うので、これを踏まえての改革の方向性とスケジュールについてお聞きしたい。

(総務省) 現時点で結論についてはなかなかお答えしづらいところはあるが、お話にあったような状況、それから、担保提供義務の規定が廃止されると、事実上担保提供を受けられなくなるということを懸念している団体もあるため、そういった声も受け止めながら、それをどのように評価するのか、その上で、実際に政令等を改正していくとなると御理解いただくということもあるかと思うので、もう少し詰めていく必要があると考えている。

(大橋部会長) 今回やっていただいた調査は非常に重要なファクトの部分を示しているということなので、支障が一団体の問題ではなくて全国的に見るとあるということのほかにも、今回の提案で言われていたことは自治体側からの不便のほかにも、市民の方から見た場合に、お金を払うという段になったときに、そんな区別は市民の人にとってみたら全然二次的三次的なことなので、その分かりにくさや利便性、特に最近では大体そういう窓口が減ってきている中での利便性の低下ということが言われていて、それは今回のこの結果とは別の面での支障があると思う。そうすると、市民の人への負担感と自治体をめぐる現状の2つを併せてということなので、さらに強くプッシュしたいと思っているが、そこはいかがか。

(総務省) そういった住民、市民の利便性というような点、それから、地方公共団体の懸念の声もあると思うので、その辺りを踏まえながら。あともう一点は、類似する、例えば指定金融機関の仕組みなどもあるので、これは実はそれなりの経緯もあるのかなということと、制度創設時に遡って少し資料を取り寄せたりしながら調べているところもあり、それは均衡とか実質的な話も含んであるかと思うが、そういったことも参照した上である程度整理していきたいと考えている。部会長がおっしゃるような方向性、懸念点というか留意点を踏まえながら検討を進めていきたいと考えている。

(高橋構成員) 御検討いただけたということだが、一般的に言って、アンケートを実施し、97%から支障がないという御回答をいただいている。さらに今の御紹介で担保が取れなくなるという話であるが、過去に10年間担保を実行した例もないという話でもあるので、一般的なファクトからすれば、これは制度見直しの方向を裏づけるファクターである。今までの分権提案の経験を踏まえると、そういう方向に進むべき話なので、閣議決定

もあることから、閣議決定までに結論を出していただければありがたいと思う。そこはいかがか。  
(総務省) 御指摘を十分踏まえながら、できればそういう方向で検討を進めていきたい。閣議決定等、スケジュールを見ながら、今月、来月ぐらいにははっきりとした方向性を出せるようにということで進めていきたいと考えている。

#### <通番 27：伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し（農林水産省）>

(大橋部会長) 3つ内容がある中で、最初の補助金の件については、伐採届として兼ねるものと取り扱うことができるということと、令和5年度内に運用通知で明示するというところで回答いただいたので、これは提案通りの内容が実現したものと受け止めている。

市町村が事業主体となる場合については、伐採届の仕組みや法律を見ると、やはり市町村がしっかりしていて、中心となって運用するという仕組みであり、市町村自体については、性善説ではないが、そこはしっかりしているものだという前提に立っている仕組みなので、市町村が事業主体となるものについて、事前に確認するというのは仕組みとしても不思議なところがある。そのため、地方自治体の実態を聴くということが本当に必要なかという気がしている。仕組みとして言われてみれば必要がないことをこれまでやってきたかもしれないというような観点から、見直しをしていただきたいと感じる。この地方自治体の実態を把握する意義と、運用見直しについて、政令や省令の改正といった法令改正を見込まないといけない内容と感じるが、通知等の発出で対応が可能と考えているのか、この2点について伺いたい。

(農林水産省) 危険木の伐採も含めて、基本的には部会長が仰る方向で私どもも考えている。ただ、例えばよかれと思って何か基準を作り、ここからこちらは伐採届が要らないというようなことをしても、結果として、その基準が曖昧なために森林所有者や市町村に迷惑をかけてもいけないという趣旨で、実際に市町村が主体になる間伐、そして、施設管理上必要最低限の伐採というのは具体的にどういったケースがあるのかということについて網羅的にアンケートをして、見直し後の運用で困らないようにしたいという趣旨から、調査をしたいと考えている。

2点目の政令、省令の改正が必要かということだが、中身によるが、基本的にはやはり省令以上で改正をしなくてはいけないものだと思っているので、そういった意味でも、すぐということではいけないので、まずアンケートをして、しっかり方針を出してから運用を見直したいと考えている。

(大橋部会長) そうすると、この問題の実態調査というのは、私などからすると結論が出ているから一気に変えてしまえばいいと思うが、やはり実務をされている方だとそうはいかないので、一回は足元を見て問題がないということを確認してから進めたいという趣旨で行うのだと受け止めた。そうだとすると、やはり早々に調査をして、出口としては、私も感じてはいるが、法令改正が必要になってくるところ、この提案募集制度では年度内に出していただければ一括で改正ということもできるので、できたらそのスケジュールに乗せた改正を見込む方向で行っていただきたいと思うが、スケジュール的に厳しいか。何とかやっていただけるか。

(農林水産省) この場で年度内に政省令を改正しますと言い難いところがあり、それはしっかり調査をして、まず令和5年以内にきちんと実態を把握し、方針を出したいと思っている。アウトプットとして、法令の改正が年度内にすぐできますというのは、なかなかこの場で約束し難いところがある。

(大橋部会長) 他の構成員はよろしいか。

(高橋構成員) 事務局として、一括法に乗せる提案かどうかの判断は、年度内にはっきりしなくてはいけないのか。

(大橋部会長) 今、方針は出してもらったので、あとは法令改正かどうかだけなのだが、そのところはどうか。

(平沢参事官) 一括法ですと、今月から来月中には方針を決めるということにはなるかと思うが、今の話からすると、改正するのが法律になるか省令等になるか、その辺りも含めて検討するということだと思う。一括法ではなくて省令レベルの改正をするか、今、法律で省令に落としている部分を使うケースも含めた検討をするということだとは思う。

(高橋構成員) 承知した。そうすると、そこははっきりしないということか。

(農林水産省) 例えば、施設管理上の危険木や市町村が実施主体になる場合について、省令改正になるかや、具体的にどう決めるのかということを検討しなくてはいけないので、正直、今年度内には一括法で取り扱うというのは難しいと率直に思っている。

(高橋構成員) 政省令なら一括法に乗らない。閣議決定でどのように表現するのかは、事務局とよく相談してい

ただくという話だと思う。

(大橋部会長) この案件の方向性はかなり見えていると思うので、しっかりそのファクトを取って確認いただき、そのファクトに基づいて改正の方向に向けてやっていただければと思う。

3つ目だが、裏山の1本、2本の伐採についてまで届出が必要なのか、他の法令であれば、すそ切りで終わっているようなところについて、少し柔軟なことをお願いできないかという提案である。この見直しについても、地方自治体の現状を把握した上で運用見直しをするということだが、出口はどういう形を想定しているか。通知の発出か、それとも、ここもやはり政省令改正か。

(農林水産省) 省令レベルの改正になると思う。

(大橋部会長) さっきよりも話は小さいように思うが、どうなのか。

(農林水産省) 我々が悩んでいるのは、施設管理上必要なというものを何らかの形で表現しなくてはいけなくて、そのときに、例えば小規模というのをどう表現するか、小面積とかに仮にすると、面積の基準でまた疑義が生じたりする。そのようなこともあるので、例えば自然公園法の中でも危険木の伐採とか電線路の維持とか、わかりかし施行規則できちっと規定しているので、その辺りも参考にして、どこまでをきちっと書けるかということを検討したいと思っている。

(大橋部会長) 承知した。通常管理行為とか、軽易なものとかか。

(農林水産省) 通常管理行為というのがどういうものなのかというのをきちっと書かなくてはいけないと思っている。

(大橋部会長) 運用の面では省令とかにそう書いた上で、やはり具体化したものを別途出すということが必要にはなってくるかと思うので、それも踏まえて、準備いただくというような感じか。

(農林水産省) 然り。

(大橋部会長) 他の先生、いかがか。方向はこういう形でやっていただけるということで、今は実際の動かすところまでのことを色々と考えていて、制度設計中だということなので、これも年度内には実態を把握して、方向性だけはきちんと出していただくことを、さっきと同じだが、お願いできるか。

(農林水産省) 承知した。

(大橋部会長) では、そのような形でよろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)